

## 第 82 回 吹田市個人情報保護審議会

日 時 令和 5 年 1 月 17 日 (火) 開会 14 時 00 分 閉会 15 時 45 分

場 所 吹田市役所 高層棟 4 階 特別会議室

案 件

### 1 諮問案件

(1) 故人に係る自己情報開示等請求について 【福祉部 高齢福祉室】

(2) 吹田市の保有する個人情報等保護管理要領 (案) の策定について (継続審議)

【市民部 市民総務室】

(3) 吹田市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準 (素案) の策定  
について 【市民部 市民総務室】

### 2 その他

<委員>

出席者：畠田 健治 (会長) 河野 和宏 (副会長) 荒木 健児 宮前 正利

塩路 裕子 中西 清美 平山 雄一 廣瀬 恵美子 小笠原 實

欠席者：豊永 泰雄 河口 恵

<実施機関 (説明者)>

(1) 高齢福祉室 (主幹) 中谷 京子

(2) 市民総務室 (参事) 川本 義一 (主幹) 井手本 治夫 (主任) 中島 由美恵

<事務局>

市民部 (部長) 高田 徳也

市民総務室 (参事) 川本 義一 (主幹) 井手本 治夫 (主任) 中島 由美恵

<傍聴者>

なし

## 1 諮問内容

### （１）対象業務

故人に係る自己情報開示等請求受付業務

### （２）概要及び審議に諮る理由

本市個人情報保護条例第 14 条第 1 項は、何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる旨を規定しています。

また、同条第 3 項では、本人が死亡している場合にあっては、当該本人の遺族（当該遺族が未成年者又は成年被後見人である場合は、当該未成年者又は成年後見人の法定代理人を含む。）は、開示請求をすることができるとしています。その遺族の範囲は、第 4 項において、本人の配偶者、子又は父母とし、例外規定として、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、適当と認める者については、この限りでないとしています。

このたび、条例に規定する遺族の範囲に含まれない孫から、亡き祖母を本人とする自己情報の開示請求を行いたい旨の申出があったため、条例第 14 条第 4 項の規定に基づき審議会の意見を聴くものです。

### （３）請求に係る自己情報の内容

要介護認定等に係る個人情報

- ・ 認定調査票
- ・ 主治医意見書
- ・ 介護認定審査会資料

### （４）亡き祖母を本人とする自己情報の開示請求を行いたい理由

今後提訴予定の自筆証書遺言無効確認訴訟の書証として利用するため。

## 2 議事要旨

委員： 代襲相続となるため、認めていいのではないかと思います。

会長： 必要性も正当な理由もあるということですね。

## 3 委員間協議

全員一致で同意する。

## 1 議事要旨

委員： 要領（案）第４条 特定個人情報等の取扱いに関する組織体制の整備について、情報セキュリティポリシーで規定している組織体制（ＣＳＩＲＴを含む）と同様な組織体制が必要であると考えますが、想定している組織体制と役割について、説明をお願いします。

実施機関： 情報システムにおける個人情報の漏えい等事案については、情報セキュリティポリシーで規定している組織体制（ＣＳＩＲＴを含む）において対応します。各所管室課における紙媒体等による該当事案が生起した場合には、まずはその部局にて対応することになると考えています。

委員： 要領（案）第６条 教育研修について、実際に教育研修を実施するには、以下の業務が必要であると見込まれますが、具体的な業務について、説明をお願いします。

- ① 研修計画策定
- ② 教材の収集・作成
- ③ 研修方法の決定
- ④ 研修の実施
- ⑤ 職員等の新規採用時の研修、異動時の研修、規定類変更時の研修などの実施
- ⑥ 受講後の確認テスト
- ⑦ 未受講者への受講督促、代替研修（個別研修資料の提供・確認テストの実施）
- ⑧ 研修実施報告（実施状況の記録・分析・評価・報告）

実施機関：① 人事室（研修担当）が個人情報等の取扱いに関する研修を含めた全庁的な研修計画を策定します。

② 市民総務室（情報公開担当）が個人情報の保護に関する研修資料の作成を行います。また、今後、国から示される研修資料等があれば、利用していきたいと考えています。

③ 人事室（研修担当）が市民総務室と調整のうえ、受講対象者数や研修内容により、研修方法を決定します。

④ 市民総務室（情報公開担当）及び外部講師により研修を実施します。

⑤ 新規採用時については、①の計画の中で対応します。異動時については、年度内に複数回の異動発令があるため、異動時毎に対応するのではなく、①で計画する通常の研修の中で対応します。規定類変更時については、変更内容により、個別に検討します。

⑥ 受講時に確認テストを実施したいと考えています。

⑦ 各所属長が所属職員の受講状況を確認し、未受講者に受講勧奨するとともに、人事室（研修担当）でも受講状況を確認し、各所属長に対し、所属職員の受講勧奨を依頼します。

⑧ 受講者から人事室に提出される研修修了報告書を市民総務室と情報共有します。

委員： 具体的な業務を実施する所管組織について、説明をお願いします。また、関連組織がある場合は、関連組織との役割分担について、説明をお願いします。

また、情報セキュリティポリシーで規定している情報セキュリティに関する研修・訓練に個人情報等保護の教育研修を含めて実施しますか。

実施機関： 個人情報保護に関する研修については、先ほど研修について御説明したとおり、市民総務室と人事室との調整により実施します。情報セキュリティに関する研修については、個人情報保護に関する研修の市民総務室対応部分を情報政策室が担うことで実施します。

委員： 要領（案）第 12 条 媒体の管理等について、「パスワード等による暗号化を行う等」は、情報セキュリティポリシーにも規定されていますが、12/16 の審議会で審議した案件「家庭児童相談システムの更新に伴う機能拡張及びタブレット端末の導入に係る個人情報の保護について」で、「パスワードを設定した EXCEL ファイルをタブレットで持ち出す、暗号化は行わない。」との説明がありました。暗号化は必須となっていますので、この運用は、誤った運用です。適正な運用とするために、「暗号化を行うこと。」を付帯条件に追加したいと考えます。「パスワード等による暗号化を行う等」の記載は、適正な運用となるような記載への修正（情報セキュリティポリシーの記載の修正も含む）又は修正しない場合は、職員等への適正な運用の周知徹底を要請します。

実施機関： エクセルファイルにパスワードをかけることにより、暗号化がなされているということを確認しました。

委員： 要領（案）第 13 条 媒体の管理等について、「当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。」の「当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報を消去の上、当該媒体の廃棄又はリース返却を行わなければならない。」への修正の検討をお願いします。

その理由は、当該情報を消去せず、当該媒体を廃棄する誤った運用となることを避けるため、また、媒体に端末及びサーバーに内蔵されているものを含むのであれば、サーバー等の機器をリースする場合もあるためです。

実施機関： リースによる端末やサーバー等の機器返却に当たっては、機器を返却したうえで事業者にデータ消去作業を課し、その報告書の提出を求める運用（契約）となっていること、また、今後はクラウドサーバーに移行していくことを情報政策室に確認しまし

た。よって、原案どおりの規定としたいと考えます。

委員： 要領（案）第 20 条 保有個人情報等の提供について、「2 ～また、必要があると認めるときは、実地の調査等を行い、その結果に基づき改善要求等の措置を講ずる。」の「2 ～また、必要があると認めるときは、実地の調査等を行い、その結果に基づき改善要求等の措置を講ずるとともに、その結果及び措置を記録する。」への修正の検討をお願いします。

その理由は、改善要求等の措置の有効性の確認や措置の改善を行うため、また、監査又は個人情報保護委員会の立入検査において、実地の調査等を行った証跡とするためです。

実施機関： いただいた御意見を参考に検討します。

委員： 要領（案）第 21 条業務の委託等について、「(7) ～その他必要な事 4 項」の誤文字「4」を削除してください。

実施機関： 削除します。

委員： 第 21 条第 2 項の前に追加項として「保有個人情報の取扱いに係る業務を外部へ委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。」を追加してください。

その理由は、取扱いを委託する個人情報の範囲は、必要最小限であるべきであるため、また、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド P148 (2) にも記載があるためです。

実施機関： いただいた御意見を参考に検討します。

委員： 「2 保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、確認する。」の「2 保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、実地の調査等により確認する。」への修正の検討をお願いします。

その理由は、尼崎市 USB メモリー紛失事案において、「委託業者は、市が契約書等で定めていたにもかかわらず、市の承諾を得ることなく、委託業務の再委託、再々委託を行っていた。USB メモリーの外部運搬については、業務委託契約の仕様書にも鍵付き金属ケースでの運搬が規定されているが、そのような手続は取られていなかった。また、セキュリティ対策基準を含む契約の締結にかかわった委託業者従業員は、紛失者が参加したデータ移転作業後の飲み会について異議や注意喚起等を行わなかった等作業者の管理監督ができていなかった。一方で、市はデータの管理者としてチェック機能を効かせることで、外部業者の濫用を抑止するとともに作業者に安全を確保すべき十分な自覚を持たせる必要があったところ、十分に行えていなかった。」が問題の所

在となっており、同様な事案の発生リスクを軽減するためです。また、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド P148、P149 (3) にも「2 保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容や量等に応じて、作業管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。」との記載があります。

実施機関： いただいた御意見を参考に検討します。

委員： 要領（案）第22条 事案の報告等、第23条 公表等について、「3 ～ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括責任者に当該事案の内容等について報告する。」の「特に重大と認める事案」について、及び「～問題となる事案が発生した場合には、事案の内容、影響等に応じて、事実及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずる。」の「事案の内容、影響等に応じて」について、情報セキュリティポリシーの「2 情報資産の分類と管理 (1) 情報資産の分類の重要性区分ごとの内容、具体例、取扱制限」と同様な保有個人情報等漏えい等の事案の区分ごとの内容、具体例、取扱制限、影響、報告先、事実及び再発防止策の公表、本人への対応等の措置の追加の検討をお願いします。

実施機関： 「特に重大と認める事案」については、個人情報保護委員会規則で定める次の事態を想定しています。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等
- (4) 保有個人情報にかかる本人の数が100人を超える漏えい等

「事案の内容、影響等に応じて」については、上記事態の該当性の判断を行うことで対応することになると考えています。上記の事態に該当する場合については、同規則により個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務付けられています。また、事務対応ガイドにおいて、具体的な該当事例や報告・通知等の対応に係る詳細な記載があり、それに沿った対応を行うことになるため、本要領での記載は考えていません。係る内容については、研修等の機会をとらえて各室課へ周知していきます。

委員： 要領（案）第24条 監査について、実際に監査を実施するには、以下の業務が必要であると見込まれますが、具体的な業務について、説明をお願いします。

- ・ 監査計画策定
- ・ 監査体制の構築
- ・ 監査実施マニュアル、監査チェックシート等の作成

- ・ 監査担当者の育成
- ・ 被監査組織とのスケジュール調整
- ・ 監査（ヒアリング・証跡確認・現場確認）の実施
- ・ 監査報告書の作成、監査結果の不適合、是正の指摘事項に基づく改善計画の承認
- ・ 改善実施の確認・報告書作成
- ・ 監査実施報告（実施状況の記録・分析・評価・報告）

また、監査責任者及び部局の保護責任者が直接、全室課の監査を実施することはできないと考えます。監査実施における具体的な組織体制が必要であると考えますが、想定している組織体制と役割について、説明をお願いします。

実施機関： 要領（案）第 24 条に規定する、監査に関する実施方法等については、従来から行っている特定個人情報についての監査方法を基に検討するとともに、個人情報保護委員会における具体的な監査実施方法及び近隣他市における監査実施方法又はその検討状況等について照会をし、その内容を参考として実施したいと考えています。

なお、特定個人情報に係る監査については、個人番号に関する事務を行っている 20 室課（令和 4 年 12 月末時点）を 3 年で一巡するという計画に基づいて実施しています。実施に当たっては、情報政策室と市民総務室（情報公開担当）のほか、前年度の監査対象室課からも監査員を指名し、監査マニュアルやチェックシートを基に、夏から秋にかけて書面及び実地の監査を行っています。監査実施後は、監査報告書を作成し、監査責任者（副市長）及び総括責任者（もう一人の副市長）に報告するとともに、指摘事項があった室課に対し、改善策の報告を求め、その実施を確認する流れとしています。

委員： 2022 年 7 月 15 日の審議案件「個人情報保護法の改正に伴う吹田市個人情報保護制度の見直しについて」において、現行条例の趣旨と解釈に規定されている「思想、信条」、「宗教」、「遺伝子情報」について質問し、回答いただいた内容について、適正な運用を目指すために本要領（案）又は今後策定される個人情報保護の運用資料への反映の検討をお願いします。

実施機関： 審査基準（案）の「第 2 保有個人情報該当性に関する判断基準」の「1 「個人情報」について」の（7）において、当該事項について記載する予定です。

委員： 情報セキュリティポリシー P9 2 (1) の情報資産の分類の表の中で、個人情報等は重要区分 I と明記されていることから、紙媒体の漏えい事案においても部局での対応ではなく、セキュリティポリシーで規定している体制若しくはそれに準じた体制で臨むべきではないですか。

実施機関： P3 4 (2) の情報資産の範囲でネットワーク及び情報システムで取扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）となっており、情報システムで出力した紙媒体等も当然セキュリティポリシーの組織体制で対応することになります。そうすると、市民からの

申請書等、直接紙媒体で取得し、保管していたものの紛失などがセキュリティポリシーから外れてくるものとして考えられますが、セキュリティポリシーの体制の中でやるべきで、できないなら、準じた体制の中でやるべきではないかと考えます。

実施機関： 漏えい事案が発生した場合、保護委員会に報告が必要なケースもあるので、事案発生時の対応の流れ図を研修等で示していきたいと思います。概ね CSIRT で対応していくことになると思います。所管のみに任せるのではなく、漏えい時は情報公開担当にも必ず相談があるので、そこで一緒に対応していくことになると思います。また、要領(案)5条に保有個人情報の適切な管理のための委員会について規定しています。大変な漏洩が起こったときは、こうした組織を立ち上げて対策も含めて対応することになると考えます。ただ、保護委員会にどういった場合に当該委員会を開催しているか尋ねましたが、開催実績はないとのことでした。

委員： この要領(案)ではなく、市の内部のルールを規定したものを資料化して、周知していくということですか。

実施機関： また、できましたら審議会にお示ししていきたいと思います。

委員： 「いただいた御意見を参考に検討します。」とのことだが、今後の審議会で検討結果を報告してほしい。

委員： 会計年度任用職員研修は5月に実施されているが、4月に採用される者もいると思います。4月の採用から5月の研修実施までの間、きっちり研修すべきではないですか。

実施機関： 会計年度任用職員用の個人情報の取扱いについての冊子があり、それを御自身でも読んでもらい対応しています。ただ、研修は、5月実施のため、どういうことができるのか検討する必要はあると思います。

委員： 情報セキュリティポリシーP13キでは、管理責任者は、機器を廃棄、リース返却等をする場合、機器内部の記憶装置から、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を実施しなければならないとされています。機器を返却した際、事業者にデータ消去作業を課し、その報告書の提出を求める運用は、セキュリティポリシーの規定を逸脱していることにならないですか。その場合、逸脱していることを認めるルール化はありますか。セキュリティポリシーにきっちり書いてある以上は、守るのが前提ではないでしょうか。

委員： 管理責任者が措置を実施するのだから、委託先が実施して、きちんと廃棄するものは(廃棄)したか写真とか送ってもらい、その報告書をもって管理責任を持ったうえ実施すると私は捉えました。多分そんな意味で書かれているのかと思ったので、言っている意味は分かる気がしました。

委員： ただ、心配なのは尼崎の件も含めて業者が不正なことをする可能性があるので、データ削除のソフトを利用するなどした後、リース返却するなど、市として何か措置を



した方がいいのではないかと思います。

委員： 事業者にデータの削除をさせているのであれば、セキュリティポリシーにそうしたことを反映させるとか、クラウドサーバーへの移行も反映した内容に改訂すべきではないかと思います。

実施機関： 情報政策室にもその旨伝えます。

委員： 監査での指摘事項や改善内容など、他部署にも関連することや緊急性があるものについては、即時周知を徹底しているのですか。

実施機関： 特定個人情報の監査結果等は、特定個人情報を扱う部署が集まった会議において情報共有しています。

委員： 研修と監査について、教育委員会の、小中学校も含めたという回答でいいですか。別の運用となるのでしょうか。

実施機関： 各小中学校を管理するのは教育委員会になるので、教育委員会でどういう対応をするのかということを含めて、話をしていくことになると思います。本要領もかかっていくことになると思います。

委員： 教育委員会は、教育委員会で別途の運用を行うのですか。

実施機関： 本要領がかかってくる形で適切に個人情報を管理していくことになります。

委員： 組織体制一覧を見ると、副 CISO が監査責任者を務めることになるのは問題ないのですか。CISO の役割を副 CISO に渡したら、実施者と監視者が同じになってしまうが、セキュリティポリシー P8 (10) イでは、やむを得ない場合を除き、監査を受ける者とその監査を実施する者は、同じものが兼務してはならないと規定されているので、分けた方がいいのではないですか。

実施機関： 検討します。

委員： 要領(案)12条 媒体の管理について、指針では必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うとあるが、要領(案)では「必要があると認めるときは」の文言がなく、耐火、耐熱等を講じた施錠可能な場所に保管しなければならないとなっているが、問題ないですか。

実施機関： 指針に合わせた記載に変更したいと思います。

委員： 外的環境の把握（保有個人情報が取り扱われる外国の特定等）とは何ですか。

実施機関： サーバーが外国に置かれている場合であるとか、もしくはサーバーを管理している事業者が外国の事業者の場合については、その国の個人情報の保護に関する制度を把握した上で、安全管理に必要な措置を講じなければならないということで、外的環境の把握として提示されております。

委員： 要領(案)5条の委員会について、専門的な知識及び経験を有する者等とは市の外部の者も含まれるのですか。

実施機関： 場合によっては含まれてくると思います。

委員： 要領（案）10条の入力情報の照合等とは、何を行うのですか。入力者と別の者が行うのですか。

実施機関： 市役所での届出等の入力、入力者と照合者が異なるダブルチェックを行うことが通常です。量が膨大になると難しいところがありますが、職員には周知していきたいと思えます。

委員： 要領（案）15条外的環境の把握について、主語がないが、誰が必要かつ適切な措置を講じるのですか。

実施機関： 市が行います。実際は、要領（案）2条に定義しているように各部局で対応することになります。

委員： 要領（案）20条保有個人情報等の提供について、提供情報の廃棄方法等も含まれるのですか。

実施機関： 要領（案）20条第1項に記載の利用形態等に含まれています。当然、そういうものが必要であれば、提供先との間で取り交わす書面に盛り込んでいくものと考えています。

### 3 委員間協議

全員一致で同意する。

ただし、当審議会が出た意見を尊重し、文言等の修正を含め検討することを要望する。

諮問案件（3）吹田市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準（素案） の策定について	【市民部 市民総務室】
---	-------------

#### 1 諮問内容

##### （1）対象事項

吹田市における個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に基づく処分に係る審査基準（素案）（以下「審査基準」という。）の策定

##### （2）概要

###### ア 策定の根拠

審査基準とは、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準のことをいいます。

個人情報の保護に関する法律に基づき、〇〇〇〇の情報を開示してほしいという開示請求等に対して、全部開示や部分開示等の決定を行うことは、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであり、同法第5条の規定に基づき、審査基準を策定し、公表する必要がある。

あるものです。

#### イ 策定に当たって

国が示すガイドライン及び事務対応ガイドの記載や、個人情報保護委員会をはじめとする国の機関が先行して策定している審査基準を参考としました。

#### ウ 審査基準の概要

##### 第1 開示決定等の審査基準

##### 第2 保有個人情報該当性に関する判断基準

##### 第3 不開示情報該当性に関する判断基準

- 1 開示請求者に関する情報（法第78条第1項第1号）についての判断基準
- 2 開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第1項第2号）についての判断基準
- 3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第78条第1項第3号）についての判断基準
- 4 審議、検討等に関する情報（法第78条第1項第6号）についての判断基準
- 5 事務又は事業に関する情報（法第78条第1項第7号）についての判断基準

##### 第4 部分開示に関する判断基準

##### 第5 裁量的開示に関する判断基準

##### 第6 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準

##### 第7 訂正決定等の審査基準

##### 第8 利用停止決定等の審査基準

### (3) 諮問理由

吹田市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準（素案）を策定することは、本市における個人情報保護制度を適正に運用していく上での重要事項に当たるため。

## 2 議事要旨

委員： P3「4 ～本人若しくは第三者の権利利益を害するおそれ～」を「4 ～本人若しくは第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれ～」への修正の検討をお願いします。

その理由は、個人情報の保護に関する法律 未施行（令和5年4月1日施行）の第6条2項の記載に合わせるため、また、審査基準を少しでも具体的な内容とすることで、市民に対して分かり易い公表内容とするためです。

実施機関： いただいた御意見のとおり、法の記載に合わせたいと思います。

委員： 「キ 身体障害、知的障害、精神障害等の障害があること」を「キ 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)等の障害があること」への修正の検討をお願いします。

その理由は、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の第2条1項の記載に合わせるため、また、審査基準を少しでも具体的な内容とすることで、市民に対して分かり易い公表内容とするためです。

実施機関： いただいた御意見のとおり、法の記載に合わせたいと思います。

委員： P16「エ ～条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。」の具体例についての説明をお願いします。

実施機関： 当該記載については、削除予定だったものですが、漏れておりました。申し訳ありません。

委員： P16「※2 公共の安全等に関する情報（同項5号）の不開示情報についても同様に、市の機関が開示決定等をする場合には適用なく、～」について、再検討をお願いします。

その理由は、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）のP192の「※7 ～、特定の建造物又は電子情報処理システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、～」、「※8 伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、～」は、市の機関の業務に関連すると考えられるためです。

実施機関： 御意見をいただいた法78条1項5号の不開示情報は、「行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認める事につき相当の理由がある情報」と規定されており、都道府県以外の地方公共団体には適用されない規定となっています。しかし、御指摘のとおり※7、※8は市の機関の業務にも関連するものです。そこで、法は、同項7号の不開示情報（事務又は事業に関する情報）において、「ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」を規定し、市の機関にはこちらを適用させることとしています。

会長： 審査基準というのは、開示請求等する場合の手続きでどのような結果が判断されるのかということを目測してもらいものであり、また市が勝手に恣意的な運用をしないように、そういう指示ができない運用にするための基準と考えられるので、具体的な基準があるに越したことはないと思っています。

委員： 第1 開示決定等の審査基準の4に記載されている利用目的とは、どういう意味でしょうか。

実施機関： 開示決定を行うときに、決定通知書の中で、なぜ行政がその保有個人情報を持っているかという、利用目的を請求者に示すという規定になっています。ただし、いくつか例外規定があり、それに該当する場合は書かなくてもいいという規定になっていま

す。

委員： 請求者の利用目的でなく、行政側の利用目的ということですね。

実施機関： お見込みのとおりです。

### 3 委員間協議

全員一致で同意する。

ただし、当審議会が出た意見に基づき、文言を修正することを要望する。